

徳島県告示第百六十二号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第四十一条の規定により、令和五年度狩猟免許試験を次のとおり実施する。

令和五年四月十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 試験の日時

- 第一回 令和五年七月二十三日（日曜日）午前十時から
- 第二回 令和五年八月二十七日（日曜日）午前十時から
- 第三回 令和五年十月二十二日（日曜日）午前十時から
- 第四回 令和六年一月二十一日（日曜日）午前十時から

二 試験の場所

会 場 名		場 所
徳島会場	第一回	徳島市新蔵町一丁目六七 徳島県徳島合同庁舎
	第二回	同
	第三回	同
	第四回	同
阿南会場	第一回	阿南市領家町野神三一九 徳島県南部総合県民局保健福祉環境部阿南庁舎
	第二回	同
	第三回	同
	第四回	同
美馬会場	第一回	美馬市脇町大字猪尻字建神社下南七三 徳島県西部総合県民局美馬庁舎
	第二回	同
	第三回	同
	第四回	同

三 狩猟免許申請書の提出期間

- 第一回 令和五年六月十二日（月曜日）から同年七月七日（金曜日）まで
- 第二回 令和五年七月十日（月曜日）から同年八月四日（金曜日）まで
- 第三回 令和五年九月四日（月曜日）から同月二十九日（金曜日）まで
- 第四回 令和五年十二月四日（月曜日）から令和六年一月五日（金曜日）まで

四 狩猟免許申請書の提出先

対 象 者	提 出 先
徳島県東部農林水産局の所管区域内に住所を有する者	徳島市新蔵町一丁目六七 徳島県東部農林水産局
徳島県南部総合県民局の所管区域内に住所を有する者	阿南市領家町野神三一九 徳島県南部総合県民局保健福祉環境部
徳島県西部総合県民局の所管区域内に住所を有する者	美馬市脇町大字猪尻字建神社下南七三 徳島県西部総合県民局保健福祉環境部